



2026年5月12日

各位

会社名 株式会社タカラトミー
代表者名 代表取締役社長 富山 彰夫
(コード番号 7867 東証プライム市場)
問い合わせ先 上席執行役員
コーポレート統合本部長 廣岡 勝史
(TEL 03-5654-1548)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2026年6月25日開催予定の当社第75回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 英文商号の変更

英文商号を「TOMY COMPANY, LTD.」から「TAKARATOMY Corporation」に変更するものであります。なお、本変更の効力発生日は、2027年4月1日といたします。

(2) 監査等委員会設置会社への移行等に関する変更

当社は、2026年2月10日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能をより一層強化した体制とすることで、経営の透明性および客観性の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2026年6月25日

定款変更の効力発生日 2026年6月25日

但し、英文商号の変更の効力発生日は2027年4月1日を予定しております。

以上

別紙

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号) 第1条 当社は、株式会社タカラトミーと称し、 英文では <u>TOMY COMPANY, LTD.</u> と記す。	(商号) 第1条 当社は、株式会社タカラトミーと称し、 英文では <u>TAKARATOMY Corporation</u> と記す。
第2条～第3条 (条文省略)	第2条～第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第19条 (条文省略)	第13条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数) 第20条 (条文省略) (新設)	(取締役の員数) 第20条 (現行どおり) 2. <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締</u> <u>役は4名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2. ～3. (条文省略)	(取締役の選任) 第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ</u> <u>以外の取締役とを区別して、株主総会にお</u> <u>いて選任する。</u> 2. ～3. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項の規定により選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集、決議) 第24条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会の招集は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. ～4. (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集、決議) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第26条～第27条（条文省略）</p>	<p>第27条～第28条（現行どおり）</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(監査役の数) 第28条 当会社の監査役は6名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の選任) 第29条 監査役は株主総会において選任する。 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(監査役会) 第32条 監査役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、その議長となる。ただし、<u>必要あるときは他の監査役も招集することができる。</u> 2. <u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 3. <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(監査等委員会の招集、決議) 第30条 監査等委員会は、監査等委員会であらかじめ定めた監査等委員が招集し、その議長となる。ただし、他の監査等委員も招集することができる。 2. <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 3. <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役の報酬等) 第33条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第35条～第36条（条文省略）</p>	<p>第31条～第32条（現行どおり）</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第38条（条文省略）</p>	<p>第34条（現行どおり）</p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第39条～第42条（条文省略）</p>	<p>第35条～第38条（現行どおり）</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(商号変更に関する経過措置)</p> <p>第1条 第1条（商号）の変更は、2027年4月1日からその効力を生じる。なお、本条は、第1条（商号）の変更の効力が生じた日の経過をもってこれを削除し、次条を繰り上げる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第2条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第75回定時株主総会終結前の行為に関する同法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>